

令和4年度職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：摂津市

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.9%
任期の定めのない常勤職員以外	91.7%
全職員	64.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	93.2%
本庁課長相当職	100.8%
本庁課長補佐相当職	99.8%
本庁係長相当職	89.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.9%
31～35年	96.6%
26～30年	88.4%
21～25年	88.8%
16～20年	87.0%
11～15年	84.8%
6～10年	95.2%
1～5年	84.7%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

・扶養手当の受給者に占める男性の割合は91.2%、住居手当の受給者に占める男性の割合は75.5%、時間外勤務手当の受給者に占める男性の割合は88.8%である。

【全職員】

・男性職員に占める任期の定めのない常勤職員の割合は76.9%、以外は23.1%である。女性職員に占める任期の定めのない常勤職員の割合は29.8%、以外70.2%である。全ての職員の男女の給与の差異が大きい理由に、女性職員は任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合が高いことが考えられる。

【その他】

・短時間勤務の職員やパートタイム会計年度任用職員は、常勤職員の所定勤務時間（38.75h）を参考に換算した算出方法を用いている。